



令和元年12月9日

福井県議会議長 様

清水 智儀



訂正届（議員）

福井県政務活動費の交付に関する条例施行規程第6条第2項の規定により、令和元年5月29日付けで提出した「平成31年度政務活動費収支報告書」について、下記のとおり訂正します。

記

訂正する箇所	訂正前	訂正後
◇政務活動費収支報告書		別添のとおり
2 支出		
事務費	3,759 円	3,755 円
合計	65,674 円	65,670 円
3 残金	234,326 円	234,330 円
◇政務活動費集計表		別添のとおり
◇領収書等添付票		別添のとおり

令和元年5月29日

福井県議会議長様

清水 智信



政務活動費収支報告書(会派・議員)

福井県政務活動費の交付に関する条例第9条第1項の規定により、下記のとおり平成31年度の政務活動費の収支を報告します。

記

1 収入

項目	収入額 (円)	備考
政務活動費	300,000	
利息収入		
自己負担金		
合計	300,000	/

2 支出

項目	支出額 (円)	備考
調査研究費	9,344	
研修費		
広聴広報費		
要請陳情・県民相談等活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費	8,239	
事務所費	44,332	
事務費	R1.12.9 3,755	3,755
人件費		
合計	R1.12.9 65,670	65,674 /

3 残金

R1.12.9 234,330 ~~234,326~~ 円 /

領 収 書 等 添 付 票

整理番号	2-1	支払年月日	平成31年 4月 15日 /
使 途 項 目	事務費	支 出 科 目	通信運搬費
使 途 内 容	インターネット		
費 用 内 容	インターネットプロバイダ料	摘 要	3月分 延滞利息 8円を除く 清
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	R1.12.9 918 922円 /	按 分 率:	1/2 /
	R1.12.9 1,836 1,844円 /	充 当 根 拠: 後援会活動との按分	

領収書その他の収支報告書の内容を証する書類

領収証(Receipt)

ご請求番号

お客さま氏名
清水 智信 様

金 額
平成 31 年 3 月
1844円 /

うち、消費税相当額 124円
NTTコミュニケーションズ株式会社
ビルディングカスタマセンタ
料金お問合せ先(無料)
0120-506100

現金収入印紙貼付欄

信用金庫
額収
31.4.15
5
富井支店

領収日付印

(お客さま)

令和元年5月29日

福井県議会議長様

清水 智信



政務活動費収支報告書(会派・議員)

福井県政務活動費の交付に関する条例第9条第1項の規定により、下記のとおり平成31年度の政務活動費の収支を報告します。

記

1 収入

項目	収入額 (円)	備考
政務活動費	300,000	
利息収入		
自己負担金		
合計	300,000	/

2 支出

項目	支出額 (円)	備考
調査研究費	9,344	
研修費		
広聴広報費		
要請陳情・県民相談等活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費	8,239	
事務所費	44,332	
事務費	3,759	
人件費		
合計	65,674	/

3 残金

234,326円 /

政務活動費集計表(会派・職員)

(単位:円)

用途項目	収入、支払科目											総計							
	収入 支出	旅費	会議費 負担金	食糧費	謝金等 報償費	使用料	委託料	消耗品費	備品費	印刷 製本費	通信 運搬費		燃料・ 光熱水費	修繕料	広告料	人件費	その他	収入額	
政務活動費	収入																300,000	300,000	
収入合計																	300,000	300,000	
調査研究費	支出	9,344																	9,344
資料購入費	支出							8,239											8,239
事務所費	支出					40,000					4,332								44,332
事務費	支出					450				3,309									3,759
支出合計		9,344	0	0	0	40,450	0	8,239	0	3,309	4,332	0	0	0	0	0	0	65,674	
総合計		9,344	0	0	0	40,450	0	8,239	0	3,309	4,332	0	0	0	0	0	300,000	234,326	

政務活動費収支報告書

清水智信

様式第14号(第7条関係)

支払証明書

整理番号	支払年月日	使途項目	支出科目	使途内容	費用内容	政務活動費充当額 (支払額)	摘要
10-1	平成31年4月15日	調査研究費	旅費	佐久間艇長遺徳顕彰式典参 列 英国大使館 国防武官 ポール・キャツソン 海軍大佐	交通費	7,104 円	距離: 192km 按分率: 摘要: 自宅~若狭町北前川 佐久 間艇長顕彰碑前 往復

(注1) 旅費の場合、「摘要」欄に「目的地」および「移動距離(km)」を記載すること。

(注2) 按分により支出を行った場合、「摘要」欄に「按分率」を記載すること。

(注3) 政務活動費充当額と異なる場合、「支払額」を記載する。

上記のとおり相違ないことを証明します。

提出者 清水 智信

領 収 書 等 添 付 票

整理番号	1-1	支払年月日	平成31年 4月 1日
使 途 項 目	事務費	支 出 科 目	通信運搬費
使 途 内 容	事務所経費等		
費 用 内 容	携帯電話料	摘 要	2月分「機器購入代金含む」
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	2,387 円 (9,549 円)	按 分 率:	1/4
		充 当 根 拠:	他の活動との按分
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

お問い合わせ先

お客さまセンター

受付時間 9:00~20:00(年中無休)

◆au携帯電話から 局番なし 157(無料)

◆一般電話から 0077-7-111(無料)

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2019年 3月ご請求分 (2月利用分)

清水 智信 様

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
右記KDDI料金を 4月 1日ご指定の口座から
振替させていただきます。

KDDI株式会社
〒163-8009 東京都新宿区西新宿4丁目1番1号 KDDIビル

印紙税申告納
付につき新宿
税務署承認済

ご請求コード CUSTOMER CODE

領収金額 AMOUNT RECEIVED

うち消費税等 TAX

金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION

支 店 名 BRANCH

口座番号 ACCOUNT NUMBER

INVOICE FOR SERVICES
口座振替のご案内 (口座振替日 4月 1日)

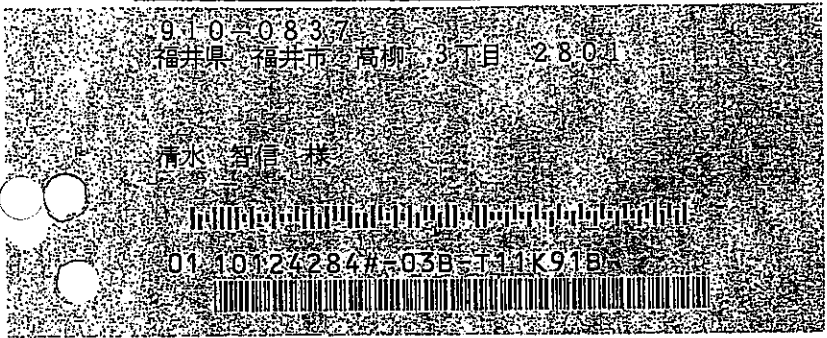
☆ 0124284 00001/00002



KDDI株式会社
〒163-0003 東京都新宿区西新宿4丁目1番1号 KDDIビル



発行年月日 DATE OF ISSUE 2019年 3月10日



お知らせ INFORMATION

●お引越しなどでご住所が変更となったお客様へ
 KDDIからの重要なお知らせや請求書などを確実にお届けするため、
 ご住所が変更となった際には、お早めに住所変更のお手続きを
 お願いいたします。お手続きは以下URL、または
 「au住所変更」で検索をお願いいたします。
 <URL><http://cus.au.com/a029>

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
 ご利用料金は、ご指定の口座から振替させていただきますので、下記口座振替日前日(金融機関営業日)までに口座にご用意願います。

ご請求年月 MONTH OF ISSUE	2019年 3月
ご利用年月 BILLING PERIOD	2019年 2月
口座振替日 DATE FOR TRANSFER	2019年 4月 1日
口座振替額 TOTAL AMOUNT DUE	[REDACTED]
金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	[REDACTED]
支店名 BRANCH	[REDACTED]
口座番号 ACCOUNT NUMBER	*****

サービス別ご利用料金	
au電話料金 (内訳)	[REDACTED] (7,494円)
au機器代金	[REDACTED] (2,055円)
auかんたん決済利用料	[REDACTED]
auひかり料金	[REDACTED]
紙請求書発行手数料/その他料金	[REDACTED]
※うち消費税等 (課税対象額は16,249円でした。)	1,299円
※au合計台数: 2台	

ご請求コード
 CUSTOMER CODE [REDACTED]

お支払期限を過ぎますと約款に定めた延滞利息をいただく場合がございます。
 個人契約のお客様はご利用状況によりハガキタイプの請求書となる場合が
 ございます。封書をご希望の場合はお客さまセンターまでご連絡ください。

料金内訳書

<凡例> * : 税込または免税料金等、# : 旧税率計算対象料金
内訳に「*」がある料金は、「消費税等」「課税対象額」の計算対象外です。

☆ 0124284 00002/00002 ☆

KDDI株式会社

清水 智信 様

ご請求コード: [REDACTED]

発行日: 2019年 3月10日

1頁

● au 電話料金 ● 合計 [REDACTED]

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
ご利用番号	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

ご利用番号	7,494		
< 2月ご利用内訳 >	7,494		auお客様コード [REDACTED]
▼プラン利用料	6,500		
auフラットプラン2.0(カケホ/V)	3,980	フラットずットク	
2年契約+家族割	-1,500		
LTE NET	300		
auフラットプラン2.0(データ/V)	4,720	フラットずットク	
auスマートバリュー	-1,000		
▼オプション使用料	380		
故障紛失サポート	380		
▼通話料/auフラット2.0(カケホ/V)	57		
通話料	15,760		
SMS(Cメール)送信料	57		
auフラット2.0(カケホ/V)割引額	-13,660		
2年契約+家族割/通話料	-2,100	対象家族間通話を全額割引します。	
▼ユニバーサルサービス料	2	1番号当たり 2円のご請求となります。	
▼消費税等(8%)	555	8%消費税の課税対象額 6,939円	
auご利用月数は2019年 3月で17年 8ヶ月目です。			
【LTE・WiMAX2+等通信量】 4.49GB			

● au 機器代金 ● 合計 2,055円

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
ご利用番号	2,055		
< 2月ご利用内訳 >	2,055		auお客様コード [REDACTED]
▼購入機器代金	2,055		
アップグレードプログラム料	390	* アップグレードプログラムEX アップグレードプログラムが利用可能です。	
分割支払金	1,665	* 4.8回払い17回目。残額 51,615円	

● au かんたん決済利用料 ● 合計 [REDACTED]

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

領 収 書 等 添 付 票

整理番号	2-1	支払年月日	平成31年 4月 15日 /
使 途 項 目	事務費	支 出 科 目	通信運搬費
使 途 内 容	インターネット		
費 用 内 容	インターネットプロバイダ料	摘 要	3月分
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	922 円 /	按 分 率:	1/2 /
	(1,844 円) /	充 当 根 拠: 後援会活動との按分	

領収書その他の収支報告書の内容を証する書類

領収証(Receipt)

ご請求番号
7154-043-454

お客さま氏名
清水 智信 様

金 額
平成 31 年 3 月
1844円 /

うち、消費税等
124円

NTTコミュニケーションズ株式会社
ピリングカスタマセンタ
料金お問合せ先(無料)
0120-506100



(お客さま)

NTTコミュニケーションズ料金請求書

NTT Communications Bill

910-0837

福井市高柳3丁目2-8-01

清水 智信 様

社用 901001311003 24904 24904 00*
コード 4543404517

日頃、NTTコミュニケーションズをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
NTT Communications would like to thank you for using our services.

お知らせ (Information)

※隔月請求のお知らせ

偶数請求月(2月・4月・6月・8月・10月・12月)のご請求額が「3000円未満(税込)」の場合、翌月(奇数月)にまとめてご請求させていただきます。なお、毎月請求ご希望のご連絡をいただいた場合など、偶数月であってもご請求させていただきます場合がございます。

※年号表記変更のお知らせ

2019年5月発行分より、料金請求書の表記を和暦表記から西暦表記へ変更いたします。例)平成31年⇒2019年

<電話でのお問い合わせ先>

ビルングカスタマセンタ 【受付時間】9:00~17:00(土日祝・12/29~1/3は除く)

☎ 0120-506-100 ※携帯・PHSからご利用が可能です。

〒810-0012 福岡県福岡市中央区白金1丁目20番3号 紙与薬院ビル



発行日 平成31年 3月 25日
Issue Date 2019 / 03 / 25

ご請求番号 Billing ID	[REDACTED]
アクセスキー	[REDACTED]
ご請求年月 Billing Month	平成 31年 3月
ご利用番号等 Customer Number	[REDACTED]
ご請求額 Total Amount	8,414円
うち、消費税分 Consumption Tax	124円
お支払期限 Due Date	平成 31年 4月 10日
上記「お支払期限」までにお支払いください。お支払いが遅れますと年14.5%の延滞利息がかかる場合がございます。(延滞利息はお支払いの次回以降の請求に加入) なお、「お支払い期限」を過ぎた場合でも本請求書でお支払いをお願いします。	

お手続きはWebが便利! 24時間簡単

パソコン スマートフォン

おしえてこむ料金 検索

<http://support.ntt.com/ja/>

QRコード

アクセスキー

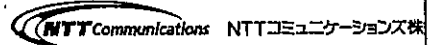
※一部のメニューにおいてはアクセスキーを必要とします。

- 口座振替のお手続き状況確認
- 請求内訳/お支払い状況の確認およびオンラインでのお支払い
- お支払い方法の変更(クレジットカード/口座振替)
- 請求書送付先の変更
- 請求に関するよくあるご質問(OCN光など)

↓下の部分を切り取り、裏面の各お支払場所にてお支払い願います。


(森林資源保護のため、再生紙を使用しております。)

料金内訳書
Telecommunications Bill Detail



ご請求番号 Billing ID	金額 (円) Itemized Amount	税区分 Tax Ind.	ご請求年月 Billing Month 平成 31年 3月
料金内訳 Item Names	金額 (円) Itemized Amount	税区分 Tax Ind.	ご利用期間等のお知らせ Remarks
◆ ご請求番号計 ◆			
< 3月分 >			
(OCN・インターネット)			
ADSL「フレッツ」基本料	1,200	合算	契約数は1です。
ファミリーメール利用料	350	合算	
(消費税等)			
消費税相当額 (合算分)	124		
(その他調整額等)			
発行手数料	162	内税	
延滞利息	8	非対象等	1月分の延滞利息です。
**** 合計 ****	1,844		
◆ 契約番号別の内訳 ◆			
< 3月分 >			
(OCN・インターネット)			
N154043454			2月1日 ~ 2月28日
ADSL「フレッツ」基本料	1,200	合算	2月 1日 ~ 2月28日
ファミリーメール利用料	350	合算	2月 1日 ~ 2月28日
消費税相当額 (合算分)	124		合算表示の料金を合計した金額に8%を乗じて算出しています。
・・・契約番号計・・・	1,674		

領 収 書 等 添 付 票

整理番号	10-2	支払年月日	平成31年 4月 15日 ✓
使 途 項 目	調査研究費	支 出 科 目	旅費 ✓
使 途 内 容	佐久間艇長遺徳顕彰式典参列 英国大使館 国防武官 ポール・キャツソン海軍大佐 敦賀市長 美浜町長 小浜市長と意見交換		
費 用 内 容	有料道路料金	摘 要	若狭三方~福井北 ✓
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	2,240 円 ✓ ()	按 分 率 :	
		充 当 根 拠 :	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			
<p>ご利用ありがとうございます。</p>  <p>料金所では一旦停車してください。</p> <p style="font-size: 1.2em; font-weight: bold;">領 収 書 ✓</p> <p>料金所 福井北 ✓</p> <p>お問合わせは、中日本お客さまセンター フリーコール 0120-922-229 上記番号をご使用になれないお客さまは TEL 052-229-0333 (有料)</p> <p>19年 4月15日 15時35分</p> <p style="text-align: center;">車種 普通</p> <p style="text-align: center;">通行料金 ¥2,240- ✓ (現金) ✓</p> <p>—入口料金所— 若狭三方 ✓</p> <p>冬の北陸は、気象激変! 早めの冬用タイヤ装着、チェーン携行を!</p> <p>中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号203-00131429-00</p>			

若教育第 563-3 号
平成 31 年 4 月 12 日

福井県議会議員
清水 智信 様

若狭町長 森下 裕
(公印省略)

平成 31 年度 佐久間艇長遺徳顕彰式典のご案内

早春の候、貴職におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は町行政について特段のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、来たる 4 月 15 日は、わが郷土が生んだ佐久間勉艇長が、明治 43 年に山口県新湊沖において、第六潜水艇の半潜航訓練中に部下 13 名とともに殉難された日にあたります。

この日に佐久間艇長の遺徳を偲び、郷土の誇る精神的遺産を永く後世に伝えるため、本年も別紙要項により佐久間艇長遺徳顕彰式典を開催する運びとなりました。

つきましては、公私ともご多用の折とは存じますが、万障お繰り合わせの上ご臨席賜りますようご案内申し上げます。

記

○日 時 平成 31 年 4 月 15 日 (月) 午前 10 時より

○場 所 若狭町北前川 佐久間艇長顕彰碑前

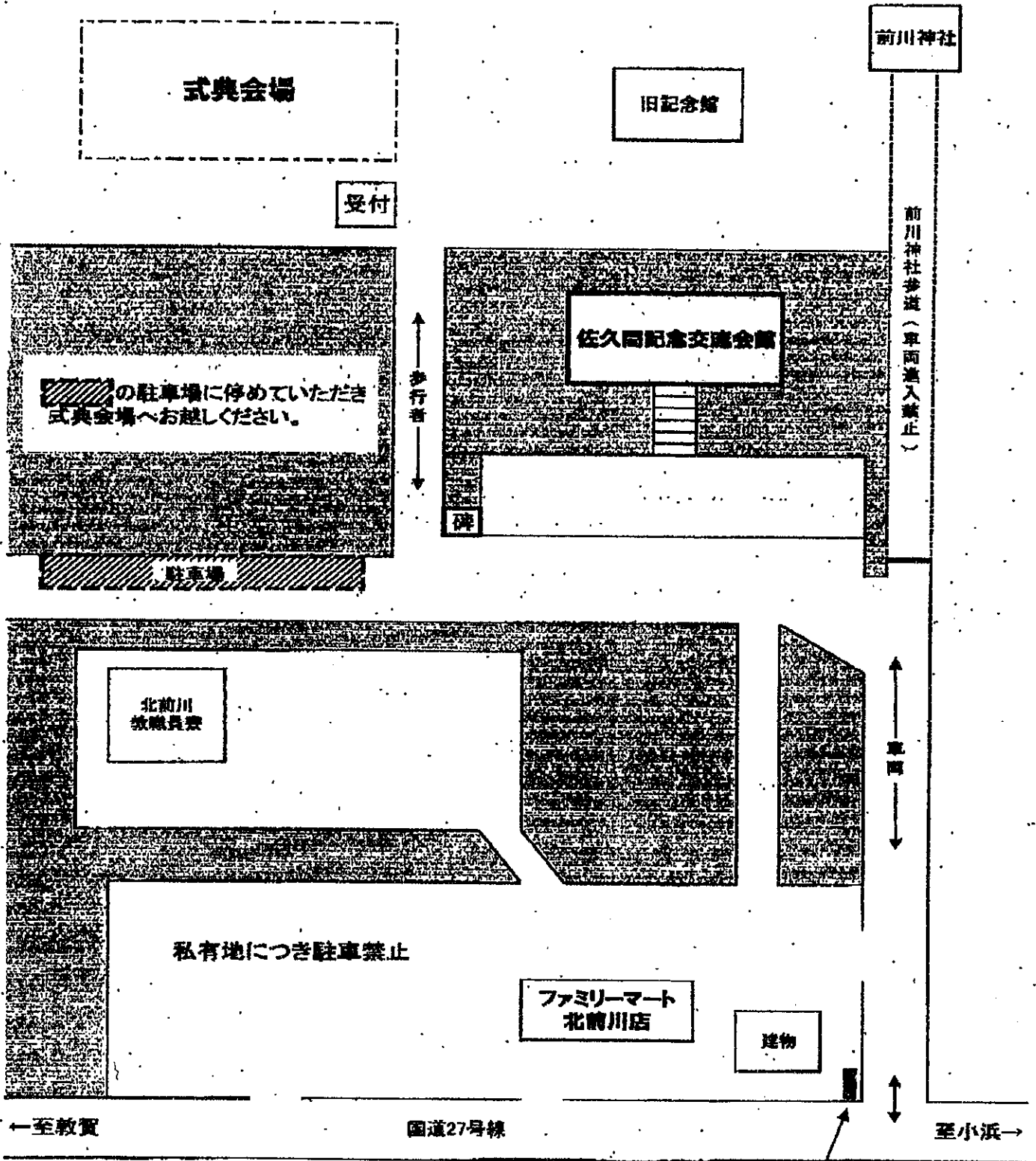
- その他
- ①当日は、平服でお越しください。
 - ②駐車場は、別紙の場所をご利用ください。
 - ③準備の都合上、~~4 月 5 日 (金) までに、同封の返信はがきにて出席をお知らせください。~~
 - ④当日式典終了後、懇親会 (会場：源与門) を計画しておりますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

平成 31 年度 佐久間艇長遺徳顕彰式典開催要項

- 1 趣 旨 わが郷土が生んだ佐久間勉艇長は、明治 43 年 4 月 15 日に山口県新湊沖において第六潜水艇の半潜航訓練中に殉難された。その殉難の日に、佐久間艇長の遺徳を偲び、後世にその人となりを語り継ぐために顕彰式典を開催する。
- 2 開催日時 平成 31 年 4 月 15 日（月） 午前 10 時から
- 3 会 場 若狭町北前川 佐久間艇長顕彰碑前広場
- 4 主 催 若狭町 若狭町教育委員会
- 5 来 賓 佐久間艇長ご遺族
在口英国大使館 国防武官 ポール・キャッソン海軍大佐、同夫人
福井県知事（代理：嶺南振興局長）
敦賀市長、美浜町長、小浜市長、県議会議員、町議会議員他
- 6 式次第
 - 10:00～ 佐久間艇長を偲ぶ音楽会
 - 10:30～11:40 開式の辞
黙祷
国歌斉唱
来賓祝辞
英国国防武官スピーチ
奉納吟詠
弔銃発射
献花
謝辞
閉式の辞
- 7 参集者 約 200 名（地元区長、公民館長、関係学校長、遺徳顕彰関係者）、自衛隊関係者
- 8 その他 事務局 若狭町教育委員会 社会教育 G
〒919-1592 若狭町市場 20・18
TEL:0770-62-2731 FAX:0770-62-2732

B

佐久間艇長遺徳顕彰式典 駐車場のご案内



「佐久間艇長生誕地」の看板

領 収 書 等 添 付 票

整理番号	3-1	支払年月日	平成31年 4月 22日 ✓
使途項目	事務所費	支出科目	燃料・光熱水費
使途内容	燃料 光熱費 事務所電気代		
費用内容	事務所電気料	摘要	
政務活動費 充 当 額 (支払額)	4,332 円	按分率:	1/2
	(8,664 円) ✓	充当根拠: 後援会活動との按分	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

領収証 ✓

No.

清水 智信 様

H31年 4 月 22 日

金額									
			8	6	6	4	1		

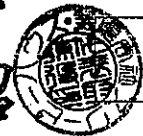
内
消費税等

但

電気代 3月分 /
上記正に領収いたしました

現金			
小切手			

福井市高柳3丁目2801番地
有限会社スリーピーハウス
代表取締役 **清水 宏昭**



毎度ご利用いただきありがとうございます。
電気ご使用量のお知らせ

お客様番号 [REDACTED]
契約種別 エルフトナイト10
契約容量 16kVA

今回検針日	3月29日
ご使用期間	2月28日～3月28日
日間	1057 kWh
夜間	2065 kWh
(合計)	3122 kWh

次回検針日 4月27日
支払期日 5月7日

前年同月のご使用量 (2月28日～3月28日) 2006kWh
夜間 1028kWh

(合計) 3034kWh

検針結果	計器番号	今回指示数	前回指示数	差引	乗率 (倍)
全日	109	59847.0	56725.1	3121.9	1

スタートメーターの周りは、30分ごとに表示したご使用量を積算し算定しているため、計器の差引とご使用量が異なる場合があります。
「電気料金、使用量報告サービス」では、お客様の30分単位のご使用量や電気料金の履歴などが確認いただけます。

清水 宏昭

基本料金	4,838円40銭
昼間時間帯料金 (その他手)	23,750円79銭
夜間時間帯料金	22,508円50銭
燃料費調整額	3,340円54銭
エルフトVあつたかプラン割引	-11,502円71銭
再エネ発電調整金	9,053円00銭

内 訳

※ご契約変更等で実績のご請求額と異なる場合がございます。

様 供給地点特定番号 05-0000-0000-0207-0562-0000

電気料金等領収証

領収年月	****年**月
領収金額	****元**角**分

(ご注意) 本票により集金することはありません。
燃料費調整率のお知らせ (1kWhあたり)]
今月分 1.07円 / 来月分 0.87円
[再生可能エネルギー発電促進賦課金 (1kWhあたり)]
2.90円

2018年10月より、サービス制度「ほくリンク」
において、毎月の電気料金に「ほくリンクポ
イント」が追加される「電deポイント」を
開始いたしました。申込みは当社HPより
ご確認ください。

北陸電力株式会社 桜井支店 09
小浜電気事業所 登録番号 AQ271
住所：富山県富山市牛島町15番1号

電気使用料契約書

福井県議会議員 清水智信(以下「甲」という。)と 有限会社スリーピーハウス(以下「乙」という。) との間において、次のとおり電気代使用契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲・乙両者は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

(契約内容)

第2条 甲は乙の事業所内において電気使用を乙に依頼し、乙はこれを承諾する。

(契約期間)

第3条 平成29年5月1日から平成31年4月30日まで(2年間)

(契約金額)

第4条 この契約による電気使用金額は次の通りとする。

甲は乙の支払う電気代の2分の1を計算し、その金額の3分の1を乙に支払う。

(その他)

第5条 この契約に定めのない事項または、この契約に定める条項に疑義が生じた場合は、甲・乙双方協議のうえ定めることとする。

本契約書の証として本書2通を作成し、甲・乙記名捺印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成29年5月1日

甲 福井市高柳3丁目2810番地
福井県議会議員 清水 智信

乙 福井市高柳3丁目2801番地
有限会社 スリーピーハウス
代表取締役 清水 宏昭

領 収 書 等 添 付 票

整理番号	4-1	支払年月日	平成31年 4月 22日 ✓
使 途 項 目	事務所費	支 出 科 目	使用料
使 途 内 容	事務所 賃借料5月分		
費 用 内 容	事務所賃借料	摘 要	
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	40,000 円 ✓	按 分 率:	1/2 ✓
	(80,000 円)	充 当 根 拠: 後援会活動との按分	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

領収証 ✓

No.

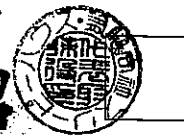
清水 智信 ✓ 様

H31年 4月 22日 ✓

金額									
	4	7	8	0	0	0	0	0	1
内 容	但 事務所家賃 5月分 ✓								
消費税等	上記正に領収いたしました								
現金									
小切手									



福井市高柳3丁目2801番地
 有限会社スリーピーハウス
 代表取締役 清水 宏昭



借主用

事業用賃貸借契約書



不動産情報サービス (株)

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 (有)スリーピーハウス(以下「甲」という。)と借主 清水 智信(以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	有限会社 スリーピーハウス		
	所 在 地	(住居表示) 福井市高柳三丁目2801番地		
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・ <u>軽量鉄骨造</u> ・その他() /瓦葺・ <u>スレート葺</u> ・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他()/ (2)階建/全(1)戸		
	種 類	居宅	新築年月	平成24年11月
	面 積	147.05㎡		
附 属 施 設				

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事業内容：県議会議員事務所

頭書(3) 契約期間

平成 27年 5月 1日 から 平成 29年 4月 30日まで (2 年間)
目的物件の引渡し時期 平成 27年 5月 1日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 (内消費税等)	80,000円 円)	管理・ 共益費	月額 (内消費税等)	0円 円)	家 財 保険料	
敷 金		0円				附 属 施設料	
保証金		0円					
その他の条件							
○する態							
	繰 No.						
	本 数	1 本					本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末 日まで					
賃料等 の支払 方法	<input type="checkbox"/> 振 込						
	<input checked="" type="checkbox"/> 持 参	持 参 先	有限会社 スリーピーハウス				
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名					

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏 名)
	(自 宅)
	(勤務先)
	(携 帯)

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸 主	氏名 有限
	住所 福井

管理業者	商号又は名
所在地	

賃貸住宅管理業者登録

(一社) 全国賃貸不動産管

管理担当者	氏名
-------	----

※貸主と建物の所有者が異

所 有 者	氏名 清水 福井
-------	-------------

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用する ものにチェックし、 その右欄に所定の事 項を記載する)	<input checked="" type="checkbox"/> 連帯 <input type="checkbox"/> 家 証会 する保
---	---

頭書(8) 更新に関する事

契約期間満了後は、双方

頭書(9) 特約事項

使用面積118㎡のうち40㎡

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

福井市高柳3丁目2801番地

27年4月20日

甲・貸主	氏名 清水宏昭 代表取締役 住所 福井市高柳3丁目2801番地	TEL 0776-52-2016
乙・借主	氏名 清水 智信 住所 福井市高柳3丁目2801番地	TEL 0776-53-8388
連帯保証人	氏名 [REDACTED] 住所 [REDACTED]	TEL [REDACTED]

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲件」という。)にのとおりに締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び
2 甲及び乙は、頭書(

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4
2 甲及び乙は、次の
一 土地又は建物に;
二 土地又は建物の
三 近傍類似の建物
3 1ヶ月に満たない

(共益費)

第4条 乙()段、
費」という。)に充
2 甲及び乙は、維持
きる。
3 1ヶ月に満たない

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物
2 乙は、電気・ガ:

(敷金)

第6条(A) 乙は、:
2 乙は、本物件を
3 甲は、本物件の
存在する場合には
4 前項の規定によ
ばならない。

(保証金)

第6条(B) 乙は、
2 乙は、本物件を
3 甲はこの契約の
全に履行したこ
額を差し引き、又
4 甲は、本物件
存在する場合に
5 前項の規定に

	A	B
宅 地 建 築 引 業 者	主たる事務所 所在地・TEL	福井市高木中央3丁目601 0776-53-8886
	商号又は名称 代表者の氏名	不動産情報サービス株式会社 代表取締役 三反崎 寛治
宅 地 建 物 取 引 士	免許証番号	福井県 大臣 (4)第1298号 知事
	免許年月日	平成 27年 5月 18日
宅 地 建 物 取 引 士	氏 名	[REDACTED]
	登録番号	(福井) 第 [REDACTED] 号
宅 地 建 物 取 引 士	業務に従事する 事務所名	不動産情報サービス株式会社
	事務所所在地 TEL	福井市高木中央3丁目601 0776-53-8886

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

の上、各自1通を保有する。

契約条項

27年4月20日

76-52-2016

53-8388

3

大臣 () 第 号
知事

年 月 日

) 第 号

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。
2 甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不当となった場合
二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不当となった場合
三 近傍類似の建物の賃料の変動が生じ、賃料が不当となった場合
3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。
2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。
3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

(敷金)

第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
4 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

第6条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。
2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認めた場合には、遅滞なく第1項の保証金より償却費として解約時賃料のヶ月分相当額を差し引き、返還するものとする。
4 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

ればならない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(禁止又は制限される行為)

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。

3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)の事業内容を変更してはならない。

前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料のヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。

4 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。

5 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。

7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
- 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
- 三 騒音等の迷惑行為を行うこと
- 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること

五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること

六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること

七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること

8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 階段・廊下等共用部分への物品の設置
- 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。

3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。

4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。

5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

第10条 甲は、第3項の乙の故意又は過失により

2 前項の規定に基づき

場合において、乙は、

3 乙は、次の各号に掲

一 電球、蛍光灯、ヒ

二 その他費用が軽微

4 本物件内に破損箇所

損害が生じたときは、

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の

かわらず、その期間内

一 乙が賃料又は共益

二 乙の故意又は過失

2 甲は、乙が第一号か

とが困難であると認め

事情が生じた場合も同

一 本物件(2)

二 第8条(第7項第

三 入居時に、乙又は

四 その他乙が本契約

五 銀行取引の停止

六 破産手続きの開始

七 民事再生手続きの

八 会社更生手続きの

九 特別清算手続きの

3 甲又は乙の一方に

を解除することがで

一 第7条の確約に

二 契約締結後に自

4 甲は、乙が第8条

除することができる

(乙からの解約)

第12条 乙は、甲に対

2 前項の甲が

甲に支払うことによ

とができる。

(明渡し及び明渡し

第13条 乙は、明渡し

ない。

2 乙は、第11条の

3 乙は、明渡しの際

(契約期間中の修繕)

- 第10条 甲は、第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 乙は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。
- 一 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え
 - 二 その他費用が軽微な修繕
- 4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは、乙はこれを賠償する。

(契約の解除)

- 第11条 甲は、乙が次の各号に該当した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。
- 一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヶ月以上怠ったとき
 - 二 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき
- 2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。
- 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
 - 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条の規定に違反したとき
 - 三 入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき
 - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
 - 五 銀行取引の停止
 - 六 破産手続きの開始
 - 七 民事再生手続きの開始
 - 八 会社更生手続きの開始
 - 九 特別清算手続きの開始
- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
 - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
- 4 甲は、乙が第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

- 第12条 乙は、甲に対して3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む。)を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

- 第13条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
- 2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む。)を甲に返還しなければならない。

7号)第2条第二号に規定する「反社会的勢力」と

はこれらに準ずる者をいう。)が

賃借権を譲渡し、又は担保の

もしくは模様替又は本物件の敷

を支払うものとする。

てはならない。

と

賃借権を譲渡し、又は担保の用

に威嚇を示すことにより、付

けること

ことなく、次の各号に掲げる行

員を乙に通知した場合その事項

これらの鍵を善良なる管理者の

は、直ちに甲に連絡の上、甲

の負担とする。

らない。

- 4 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために緊急やむを得ない事情があるときは、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に必要な費用を乙に請求することができる。
- 5 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所をすべて修復して、本物件を引渡し当初の原状に復せしめなければならない。
- 6 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(立入り)

- 第14条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
- 5 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
- 6 本契約が終了後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
- 7 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、何ら連絡なく一定期間本物件を不在にし本物件内及び本物件が所在する建物等の保存等に支障が生じるおそれがある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

- 第15条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。
- 1 賃料等支払い方法の変更
- 2 頭書(6)に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

- 第16条 乙又は連帯保証人は、各号の一に該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。
- 1 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする
- 2 長期に休業するとき
- 3 連帯保証人の住所、氏名、緊急の連絡先その他の変更
- 4 連帯保証人の死亡又は解散

(延滞損害金)

- 第17条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

- 第18条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。
- 1 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。
- 2 頭書(7)記載の連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。
- 3 連帯保証人が死亡し、又は破産開始決定等によって連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第10条の規定に基づき乙は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする。
- 4 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする。

3 頭書(7)で「家」

- る。
- 一 頭書(7)記載の乙は、本契約と
- 二 乙が前号の手
- 本契約は成立し
- 賃料相当損害金:
- 三 前号本文の場
- には、前号の規
- 載の契約の始期

(契約の消滅)

第19条 本契約は、に消滅する。

(免責)

第20条 地震、火災によらない電気、責を負わないもの

(協議)

第21条 甲及び乙の他の法令及び規

(合意管轄裁判所)

第22条 本契約に: 易)裁判所を第1

(特約事項)

第23条 特約事項

緊急やむを得ない事情
意に処分し、その処分
物件の変更箇所及び本
なければならない。
した日の翌日から明渡

ときは、あらかじめ乙

きない。
が本物件の確認をする
とができる。
にし本物件内及び本物
場合においては、あら
甲は、乙の承諾を得ず

けられない。

に通知しなければなら

該行為が賃借権の譲渡

%の割合による延滞損

かとする
は資力を失ったときは、
連帯保証人に保証委託

定める義務を負うもの

約書(事務所)7/8 '15.03

- 3 頭書(7)で「家賃債務保証会社の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。
- 一 頭書(7)記載の家賃債務保証会社が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない
 - 二 乙が前号の手続きをとらない場合その他乙の責に帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない
 - 三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(2)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

(契約の消滅)

第19条 本契約は、天災、地変、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が滅失した場合、当然に消滅する。

(免責)

第20条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(協議)

第21条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第22条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1管轄裁判所とする。

(特約事項)

第23条 特約事項については、頭書(9)記載のとおりとする。

事業用賃貸借契約書(事務所)8/8 '15.03

00

20

平成31年度 事務所等状況報告書

議員名 清水 智信

1 所在地等	住所	福井市高柳町3丁目2801
	電話番号	0776-52-2630
	延べ床面積(共用部分を除く)	100 m ²

2 所有区分	賃貸借契約先(有)スリーピーハウス	
	<input checked="" type="checkbox"/> 単独事務所 <input type="checkbox"/> 自宅兼事務所	<input type="checkbox"/> 自己所有物件 <input checked="" type="checkbox"/> 賃借物件
	所有者	<input type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> 後援会 <input checked="" type="checkbox"/> 関連会社 <input type="checkbox"/> 親族
		<input type="checkbox"/> 議員本人が代表である <input type="checkbox"/> 議員本人が代表でない <input checked="" type="checkbox"/> 議員本人が代表である <input checked="" type="checkbox"/> 議員本人が代表でない <input type="checkbox"/> 生計は一である <input type="checkbox"/> 生計は別である

<input checked="" type="checkbox"/> 単独事務所の按分率		按分率 / % 小数点以下切捨て
方法①	<input type="checkbox"/> 政務活動の使用面積割合 (政務活動と政務活動以外の活動が明確に区分できる場合) [事務所使用面積(共用部分を除く) m ² の内、政務活動の使用面積 m ²]	
方法②	<input type="checkbox"/> 使用面積で按分できない <input type="checkbox"/> 毎月の使用時間で按分	
方法③	<input checked="" type="checkbox"/> 使用時間でも按分できない 按分率 <input checked="" type="checkbox"/> 1/2 <input type="checkbox"/> 1/3 <input type="checkbox"/> 1/4	

<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所の按分率		按分率 / % 小数点以下切捨て
	<input type="checkbox"/> 自宅全体における議員活動の使用面積割合 [自宅の面積(共用部分を除く) m ² の内、議員活動の使用面積 m ²]	
方法①	<input type="checkbox"/> 議員活動の使用面積における政務活動使用面積割合 (政務活動と政務活動以外の活動が明確に区分できる場合) [議員活動の使用面積 m ² の内、政務活動の使用面積 m ²]	
方法②	<input type="checkbox"/> 使用面積で按分できない <input type="checkbox"/> 毎月の使用時間で按分	
方法③	<input type="checkbox"/> 使用時間でも按分できない <input checked="" type="checkbox"/> / × <input type="checkbox"/> 1/2 <input type="checkbox"/> 1/3 <input type="checkbox"/> 1/4	

領 收 書 等 添 付 票

整理番号	5-1	支払年月日	平成31年 4月 22日 ✓
使 途 項 目	事務費	支 出 科 目	使用料
使 途 内 容	コピー代金 FAX代金		
費 用 内 容	その他	摘 要	900
政 務 活 動 費 額 充 当 額 (支 払 額)	450 円 ✓	按 分 率:	1/2 ✓
	(900 円) ✓	充 当 根 拠: 後援会活動との按分	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

領収証 /

No.

清水 智信 / 様

H31年 4月 22日 ✓

金額									
				900					

内 但 コピー代 3月分
消費税等 上記正に領収いたしました

現金							
小切手							

★ HISAGO #779

福井市高柳3丁目2801番地
 有限会社スリーパーハウス
 代表取締役 清水 宏昭



ご請求書 (お引落のお知らせ)

有限会社 スリーピーハウス 御中

いつも格別のお引立てを賜り誠に有難うございます。
下記の通りご請求申し上げます。

お客様番号 : [REDACTED]
 請求書No. : 53468579
 締日 : 2019年 3月分
 ご請求額 (税込) : ¥6,801-



2019年 3月26日



キヤノンマーケティングジャパン

お支払方法 : ご指定口座より振替させていただきます。
 お引落日 : 2019年 4月23日
 お引落口座 : [REDACTED]

契約書No. K170315868 設置先名 有限会社 スリーピーハウス
 製簿名 IR-ADVCS620F シリアルNo. WSA11066

品名	今回値	前回値	請求期間 2019/02/25~2019/03/25	控除数	ご使用数	数量	月数	単価	金額
1 カラコピー	271	267	0	0	4	4	1	18.00	72
2 カラプリンタ	50	50	0	0	0	0	18.00	0	0
3 ブラック	39,789	37,358	24	24	2,407	2,407	3.00	1,500	1,500
カラコピー保守料金							2.70	1,350	1,350
カラプリンタ							2.40	3,376	3,376
カラプリンタ							1,407		
3 ブラック			1,001	1,001	1,000	1,000			

(ミニマム 100枚/月含む)

＜各種サービス料金合計＞ 料金合計 (税抜) 6,298
 消費税等合計 (8.00%) 503
 ご請求額合計 6,801

コピー・FAX 使用料契約書

福井県議会議員 清水智信(以下「甲」という。)と、有限会社スリーピーハウス(以下「乙」という。)との間において、次のとおりコピー・FAX 使用契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲・乙両者は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

(契約内容)

第2条 甲は乙の所有するコピー・FAX 機の使用を乙に依頼し、乙はこれを承諾する。

(契約期間)

第3条 平成29年6月1日から平成31年4月30日まで

(契約金額)

第4条 この契約による使用金額は次の通りとする。
1ヶ月300枚(1日10枚)で単価3円とする。

(その他)

第5条 この契約に定めのない事項または、この契約に定める条項に疑義が生じた場合は、甲・乙双方協議のうえ定めることとする。

本契約書の証として本書2通を作成し、甲・乙記名捺印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成29年6月1日

甲 福井市高柳3丁目2810番地
福井県議会議員 清水 智信

乙 福井市高柳3丁目2801番地
有限会社 スリーピーハウス
代表取締役 清水 宏昭

領 収 書 等 添 付 票

整理番号	7-1	支払年月日	平成31年 4月 25日
使 途 項 目	資料購入費 /	支 出 科 目	消耗品費 /
使 途 内 容	日刊県民福井 4月分 /		
費 用 内 容	新聞・雑誌購読料 /	摘 要	
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	2,480 円 / ()	按 分 率 :	
		充 当 根 拠 :	

領収書その他の収支報告書の内容を証する書類

証券 No.	区 域	区 域	お客様コード	集金日
212	01	020	00656	

領 収 証
31 年 4 月分

清水 智信 様 /

銘 柄	部 数	金 額	合 計 金 額
日刊県民福井	1	2,480	2,480 円

ご成金ありがとうございます。
上記金額正に領収いたしました。

4/25(木) 領収致しました
V

福井県民新聞 中日新聞 産経新聞 福井県民新聞 中日新聞 産経新聞
開 発 専 売 店

TEL 53-8230

領 収 書 等 添 付 票

整理番号	8-1	支払年月日	平成31年 4月 25日
使 途 項 目	資料購入費 /	支 出 科 目	消耗品費 /
使 途 内 容	産経新聞 4月分 /		
費 用 内 容	新聞・雑誌購読料 /	摘 要	
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	3,034 円 / ()	按 分 率 :	
		充 当 根 拠 :	

領収書その他の収支報告書の内容を証する書類

証 券 No.	店コード	区 域	お客様コード	集金日
213	01	020	00463	

領 収 証

31 年 4 月分

清水 智信 様 /

品 名	部 数	金 額	合 計 金 額
産経新聞	1	3,034 /	3,034 / 円

ご愛読ありがとうございます。
上記金額正に領収いたしました。

福井県民
 中日新聞
 産経新聞
 開 発 専 売 店
 開 発 専 売 店
 開 発 専 売 店
 開 発 専 売 店
 開 発 専 売 店

TEL 53-8230

4/25(木)領収致し申し
)

領 収 書 等 添 付 票

整理番号	9-1	支払年月日	平成31年 4月 26日
使 途 項 目	資料購入費 /	支 出 科 目	消耗品費 /
使 途 内 容	福井新聞4月分 /		
費 用 内 容	新聞・雑誌購読料 /	摘 要	
政 務 活 動 費 充 当 費 額 (支 払 額)	2,725 円 / ()	按 分 率 :	
		充 当 根 拠 :	

領収書その他の収支報告書の内容を証する書類

領 収 証

31年 4月分
01-028 (No. 13)
照会No. (9140)

清水 智信 / 様

領 柄 名	部 数	金 額
福井新聞	1	2,725

合計金額
2,725円

ご愛読頂き、ありがとうございます。
5月の休刊日は7日(火)です。

毎度ご購読有難うございます。
上記金額正に領収致しました。

福井新聞 販売センター東店
福井市高柳1丁目801番地

TEL 57-0878
FAX 57-0868

1/3/4/4/26

福井新聞株式会社
福井新聞社